

## ◎一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第七七号)

### 一、提案理由 (平成二九年一二月二四日・衆議院内閣委員会)

○梶山国務大臣 ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本年八月八日、一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告が提出されました。政府としては、この内容を検討した結果、勧告どおり実施することが適当であると認め、一般職の職員の給与に関する法律等について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることとしております。

第二に、勤勉手当の支給割合について、指定職職員以外の職員は年間〇・一カ月分、指定職職員は年間〇・〇五カ月分を引き上げること等としております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置等について規定しております。

…………… (略) ……………

以上が、これらの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いいたします。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (平成二九年一二月五日)

○山際大志郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、本年の人事院勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給月額及び勤勉手当等の額の改定等を行うものであります。

…………… (略) ……………

三法律案は、去る十一月二十二日本委員会に付託され、二十四日梶山国務大臣から提案理由の説明を聴取しました。十二月一日、質疑を行い、質疑終局後、討論を行い、順次採決いたしましたところ、三法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院内閣委員長報告 (平成二九年一二月八日)

○榛葉賀津也君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成二十九年八月八日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げる理由、国の非常勤職員等の実効性ある処遇改善、国家公務員の働き方改革を推進する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より、一般職給与法等改正案に賛成、他の二法律案に反対、日本維新の会の清水委員より三法律案に反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。